

高額療養費制度の見直しについて

- 高額療養費について、高齢化や高額薬剤の普及等によりその総額は年々増加しており、結果として現役世代を中心とした保険料が増加してきた。そこで、**セーフティネットとして的高額療養費の役割を維持**しつつ、**健康な方を含めた全ての世代の被保険者の保険料負担の軽減を図る**観点から、以下の方向で見直す。
- 具体的には、負担能力に応じたきめ細かい制度設計を行う観点から、住民税非課税区分を除く各所得区分の細分化を行った上で、各所得区分ごとの自己負担限度額の引き上げ幅を以下のとおりとする。（具体的なイメージは次ページ参照）
- 併せて、年齢ではなく能力に応じた全世代の支え合いの観点から、低所得高齢者への影響を極力抑制しつつ、外来特例の見直しを行うことにより、全ての世代の被保険者の保険料負担の軽減を図る。

【自己負担上限額の見直し】

		案
考え方		■ 前回見直しを行った約10年前からの平均給与の伸び率が約9.5~約12%であることを踏まえ、平均的な所得層の引き上げ幅を10%に設定。
具体的な引き上げ幅 (自己負担上限額)	年収約1,160万円~	+ 15%
	年収約770~1,160万円	+ 12.5%
	年収約370~770万円	+ 10%
	~年収約370万円	+ 5%
	住民税非課税	+ 2.7%
	住民税非課税 (所得が一定以下)	+ 2.7%

※ 過去の見直しにおいても、協会けんぽ加入者の標準的な報酬月額25%となるように自己負担上限額を設定している。

【外来特例の見直し】

所得区分	外来(個人ごと)
一般 (2割負担)	28,000円 [年22.4万円]
一般 (1割負担)	20,000円 [年16.0万円]
住民税非課税	13,000円
住民税非課税 (所得が一定以下)	8,000円

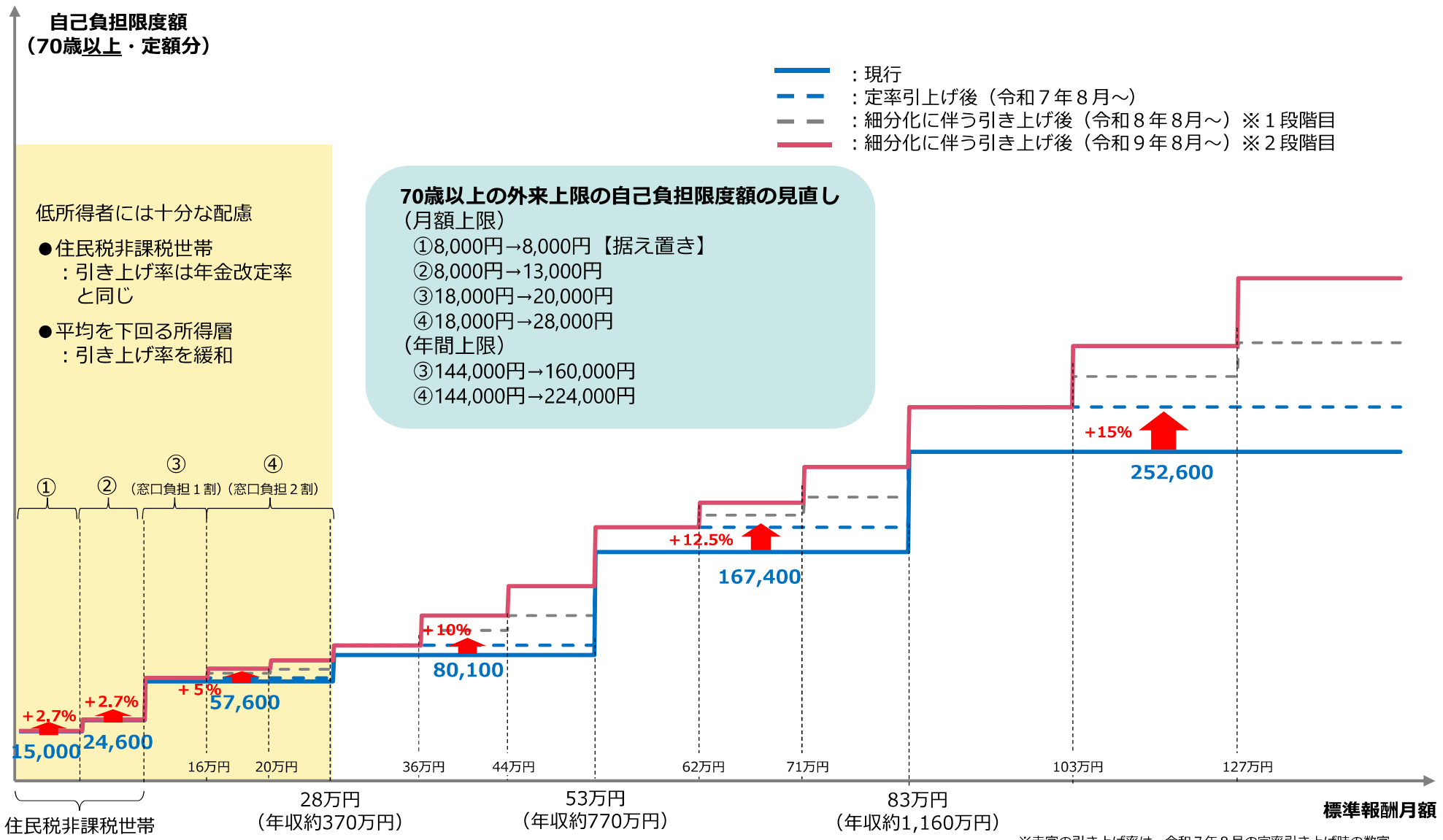
<財政影響試算(粗い推計)>

保険料	▲3,700億円
加入者1人当たり 保険料軽減額(年額)	▲1,100円 ~▲5,000円
実効給付率	▲0.62%
(参考)	
公費	▲1,600億円
国	▲1,100億円
地方	▲500億円

※ 上記は満年度ベースの数字

高額療養費制度の見直しのイメージ

厚労省作成資料



※赤字の引き上げ率は、令和7年8月の定率引き上げ時の数字

70歳未満

厚労省作成資料

○ 高額療養費の自己負担上限額を以下のとおり見直すことにより、機械的に試算すると、**加入者1人当たりの保険料（年間）は1,100円～5,000円の軽減が見込まれる。**

定率引上げ (R7.8～R8.7)			細分化		R8.8～R9.7	R9.8～
区分	要件	月単位の限度額	区分	要件	月単位の限度額	月単位の限度額
ア	年収：約1,160万円～ (月収：83万円～)	+15% 290,400 + 1% <多数回該当：161,100> (252,600 + 1%) <多数回該当：140,100>	1	年収：約1,650万円～ (月収：127万円～)	367,200 + 1% <多数回該当：203,700>	444,300 + 1% <多数回該当：246,600>
			2	年収：約1,410万円～約1,650万円 (月収：103万円～121万円)	325,200 + 1% <多数回該当：180,300>	360,300 + 1% <多数回該当：199,800>
			3	年収：約1,160万円～約1,410万円 (月収：83万円～98万円)	290,400 + 1% <多数回該当：161,100>	290,400 + 1% <多数回該当：161,100>
イ	年収：約770万円～約1,160万円 (月収：53万円～79万円)	+12.5% 188,400 + 1% <多数回該当：104,700> (167,400 + 1%) <多数回該当：93,000>	4	年収：約1,040万円～約1,160万円 (月収：71万円～79万円)	220,200 + 1% <多数回該当：122,400>	252,300 + 1% <多数回該当：140,100>
			5	年収：約950万円～約1,040万円 (月収：62万円～68万円)	204,300 + 1% <多数回該当：113,400>	220,500 + 1% <多数回該当：122,400>
			6	年収：約770万円～約950万円 (月収：53万円～59万円)	188,400 + 1% <多数回該当：104,700>	188,400 + 1% <多数回該当：104,700>
ウ	年収：約370万円～約770万円 (月収：28万円～50万円)	+10% 88,200 + 1% <多数回該当：48,900> (80,100 + 1%) <多数回該当：44,400>	7	年収：約650万円～約770万円 (月収：44万円～50万円)	113,400 + 1% <多数回該当：63,000>	138,600 + 1% <多数回該当：76,800>
			8	年収：約510万円～約650万円 (月収：36万円～41万円)	100,800 + 1% <多数回該当：55,800>	113,400 + 1% <多数回該当：63,000>
			9	年収：約370万円～約510万円 (月収：28万円～34万円)	88,200 + 1% <多数回該当：48,900>	88,200 + 1% <多数回該当：48,900>
エ	年収：～約370万円 (月収：～26万円)	+5% 60,600 <多数回該当：46,500> (57,600) <多数回該当：44,400>	10	年収：約260万円～約370万円 (月収：20万円～26万円)	69,900 <多数回該当：47,400>	79,200 <多数回該当：48,300>
			11	年収：約200万円～約260万円 (月収：16万円～19万円)	65,100 <多数回該当：46,800>	69,900 <多数回該当：47,400>
			12	年収：～約200万円 (月収：～15万円)	60,600 <多数回該当：46,500>	60,600 <多数回該当：46,500>
オ	住民税非課税	+2.7% 36,300 <多数回該当：25,200> (35,400) <多数回該当：24,600>	13	住民税非課税	36,300 <多数回該当：25,200>	36,300 <多数回該当：25,200>

※1 括弧内の金額は現行の限度額。 ※2 年収額は目安の額であり、実際の所得区分の判定基準には月収（標準報酬月額）等が用いられる。

※3 「+1%」とは、定率窓口負担額を超える医療費に対して1%の自己負担を求めるもの。

70歳以上

厚労省作成資料

- 高額療養費の自己負担上限額を以下のとおり見直すことにより、機械的に試算すると、**加入者1人当たりの保険料（年間）は1,100円～5,000円の軽減が見込まれる。**

定率引上げ (R7.8～R8.7)			細分化			R8.8～R9.7	R9.8～
区分	要件	月単位の限度額	区分	要件	月単位の限度額	月単位の限度額	
現並 みⅢ	年収：約1,160万円～ (月収：83万円～)	+15% 290,400 + 1% <多数回該当：161,100>	1	年収：約1,650万円～ (月収：127万円～)	367,200 + 1% <多数回該当：203,700>	444,300 + 1% <多数回該当：246,600>	
		252,600 + 1% <多数回該当：140,100>	2	年収：約1,410万円～約1,650万円 (月収：103万円～121万円)	325,200 + 1% <多数回該当：180,300>	360,300 + 1% <多数回該当：199,800>	
			3	年収：約1,160万円～約1,410万円 (月収：83万円～98万円)	290,400 + 1% <多数回該当：161,100>	290,400 + 1% <多数回該当：161,100>	
現並 みⅡ	年収：約770万円～約1,160万円 (月収：53万円～79万円)	+12.5% 188,400 + 1% <多数回該当：104,700>	4	年収：約1,040万円～約1,160万円 (月収：71万円～79万円)	220,200 + 1% <多数回該当：122,400>	252,300 + 1% <多数回該当：140,100>	
		167,400 + 1% <多数回該当：93,000>	5	年収：約950万円～約1,040万円 (月収：62万円～68万円)	204,300 + 1% <多数回該当：113,400>	220,500 + 1% <多数回該当：122,400>	
			6	年収：約770万円～約950万円 (月収：53万円～59万円)	188,400 + 1% <多数回該当：104,700>	188,400 + 1% <多数回該当：104,700>	
現並 みⅠ	年収：約370万円～約770万円 (月収：28万円～50万円)	+10% 88,200 + 1% <多数回該当：48,900>	7	年収：約650万円～約770万円 (月収：44万円～50万円)	113,400 + 1% <多数回該当：63,000>	138,600 + 1% <多数回該当：76,800>	
		80,100 + 1% <多数回該当：44,400>	8	年収：約510万円～約650万円 (月収：36万円～41万円)	100,800 + 1% <多数回該当：55,800>	113,400 + 1% <多数回該当：63,000>	
			9	年収：約370万円～約510万円 (月収：28万円～34万円)	88,200 + 1% <多数回該当：48,900>	88,200 + 1% <多数回該当：48,900>	
一般	年収：～約370万円 (月収：～26万円)	+5% 60,600 <多数回該当：46,500> 外来特例 18,000 (外来年間上限：144,000)	10	年収：約260万円～約370万円 (月収：20万円～26万円) ※75歳以上：窓口負担2割	69,900 <多数回該当：47,400> 外来特例 28,000 (外来年間上限 224,000)	79,200 <多数回該当：48,300> 外来特例 28,000 (外来年間上限 224,000)	
		57,600 <多数回該当：44,400> 外来特例 18,000 (外来年間上限：144,000)	11	年収：約200万円～約260万円 (月収：16万円～19万円) ※75歳以上：窓口負担2割	65,100 <多数回該当：46,800> 外来特例 28,000 (外来年間上限 224,000)	69,900 <多数回該当：47,400> 外来特例 28,000 (外来年間上限 224,000)	
			12	年収：～約200万円 (月収：～15万円) ※75歳以上：窓口負担1割	60,600 <多数回該当：46,500> 外来特例 20,000 (外来年間上限 160,000)	60,600 <多数回該当：46,500> 外来特例 20,000 (外来年間上限 160,000)	
低Ⅱ	住民税非課税	+2.7% 25,300 外来特例 8,000	13	住民税非課税	25,300 外来特例 13,000	25,300 外来特例 13,000	
低Ⅰ	住民税非課税 (一定所得以下)	+2.7% 15,400 外来特例 8,000	14	住民税課税（一定所得以下）	15,400 外来特例 8,000	15,400 外来特例 8,000	

※1 括弧内の金額は現行の限度額。 ※2 年収額は目安の額であり、実際の所得区分の判定基準には月収（標準報酬月額）等が用いられる。

※3 「+1%」とは、定率窓口負担額を超える医療費に対して1%の自己負担を定めるもの。